

税金は納期限内納付をお願いします



11・12月は、県内一斉の滞納整理強化月間です

静岡県・県内全市町・静岡地方税滞納整理機構が連携し、滞納整理の強化や積極的な広報に取り組みます。

納税は国民の義務です

納税は国民の三大義務の1つです。納められた税金は、福祉や医療、教育、道路・河川・公共施設整備及び維持管理、そのほか各種サービスを行うために使われます。市税を滞納すると、納期どおりに納めている大多数の人との公平性を欠くこととなります。また、市の財政を圧迫し、行政サービスのための財源確保に支障を来すこととなります。

税金を納めずに放置すると滞納処分を執行します

滞納期間や税額によっては延滞金が発生し、本来納めるべき税額より多く納めなければなりません。また、納期限までに納付されず、督促しても放置した場合は、滞納処分を執行します。勤務先や金融機関などを調査し、給与・預金・生命保険などの債権、不動産、自

動車などの財産が差し押さえの対象になります。

地方税法などに基づく滞納処分の流れ

納期限を超過し滞納の発生

納期限を過ぎてても、うっかり忘れていた人もいますので、すぐに差し押さえなどの滞納処分を行うことはありませんが、延滞金が発生する場合があります。納期限後20日以内に、再度文書(督促状)で催告をします。

督促状の発送

督促状を発送した日から10日を過ぎると、差し押さえされる可能性があります。差し押さえや公売の手続を定めている国税徴収法などにより、徴収職員は、差し押さえなければならぬとされています。

財産の差し押さえ

調査して判明した財産(預貯金、給与、生命保険、売掛金、賃料などの債権や不動産、自動車など)を差し押さえます。

換価・配当

差し押さえた財産は、「取立」や「公売」により換価(換金)します。換価して得た代金は滞納金(市税、延滞金など)に充当します。



滞納はルール違反!

自動車の差し押さえ(タイヤロック)

徴収困難な滞納案件に

ついては…

徴収困難な滞納案件を専門的に扱う機関である「収納課特別債権回収室」や、静岡市に事務所を置く「静岡地方税滞納整理機構」により、滞納整理が行われます。詳細な財産調査を行い、預金、給与、不動産などの財産が見えられた場合、差し押さえが行われます。また、自宅や事業所などを捜索し、換価価値のある財産を所有している場合、その財産を差し押さえ、「インターネット公売」により換価し滞納金に充当します。

料金の滞納も放置すると滞納処分に

収納課特別債権回収室では、徴収困難な市税の徴収を行うほか、介護保険料や後期高齢者医療保険料、保育所保育料など各債権所管課から徴収困難な事案を引き受けて滞納整理を行います。料金の滞納についても、放置すると滞納処分を行う場合があります。

「インターネット公売」を行って!

市ではヤフー(株)が運営するインターネットオークションシステムを利用して、市税などの滞納者から差し押さえた財産に対し、国

税徴収法に基づく売却手続の一部をインターネット上で行います。インターネット公売で落札された物件の買受代金は、滞納金などに充当します。



▲差し押さえによるレッカー移動

過去に出品したものの

不動産(土地・家屋)、自動車、液晶テレビ、日本刀、貴金属、腕時計、ゴルフクラブなど

入札方法など詳しくは、ヤフー(株)インターネットオークションウェブサイトまたは収納課特別債権回収室にお問い合わせください。
http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/shz_fuji_city

納付が困難な場合は

早目にご相談ください

災害や病気、失業や事業の廃止など、やむを得ない理由により納期限までに納付できない場合は、早目に収納課または特別債権回収室へご相談ください。